

平 3 1 障 害 者 支 援 第 8 2 4 号  
令 和 2 年 (2020 年) 1 月 1 7 日

社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園  
理事長 杉 尾 嘉 嗣 様

山口県知事 村 岡 嗣 政



登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録について（通知）

令和2年1月10日付けで申請のありましたこのことについて、社会福祉士及び介護福祉士法第48条の5の規定に基づき、下記のとおり登録しましたので、通知します。

記

- 1 事業所の名称 鼓ヶ浦つばさ園
- 2 事業所の住所 周南市大字久米752番地4
- 3 事業者区分 登録特定行為事業者
- 4 実 施 行 為 口腔内の喀痰吸引  
鼻腔内の喀痰吸引
- 5 登 録 番 号 352100027
- 6 登 録 年 月 日 令和2年1月17日

登録に係る条件

- 1 登録する事業は申請書記載のとおりとする
- 2 事業の実施にあたっては、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号）及び山口県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱を遵守すること